

令和5年2月定例会議条例案件一覧表

No.	部 等 名	案 件 名	担 当 課	備 考
1	知事公室	滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例案	防災危機管理局	○
		【概要】 滋賀県防災会議の審議等に多様な主体が参画できるようにすることで、防災対策の充実を図るため、委員の定数を改めるものです。		
2	総合企画部	滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例案	県民活動生活課	○
		【概要】 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。		
3		個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案	県民活動生活課	○
		【概要】 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護法制の一元化が図られることから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県個人情報保護条例の廃止等をするものです。		
4	総務部	滋賀県退職手当基金条例案	人事課	○
		【概要】 職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金を設置するものです。		
5		滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案	人事課	○
		【概要】 総合企画部の所管に属する建設工事等の実施に当たり、新たに滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会を設置するものです。		
6		滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	人事課	○
		【概要】 職員に対する特殊勤務手当について、より業務の実態や特殊性に応じたものとするため、感染症防疫等作業手当について、一部の作業に係る手当の額を引き上げるものです。		
7		滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	行政経営推進課	○
		【概要】 建築基準法等の一部改正に伴い新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲するとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴い必要な規定の整理を行うものです。		
8		滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	財政課	○
		【概要】 宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、必要な規定の整理等を行うものです。		
9		滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案	市町振興課	○
		【概要】 住民基本台帳法の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものとして、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例による同条例第5条第1項の承認等に関する事務であって規則で定めるものを追加するものです。		
10	健康医療福祉部	滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	医療政策課	○

No.	部 等 名	案 件 名	担 当 課	備 考
		【概要】県内における看護職員の充足および質の向上を目的として実施している看護職員修学資金貸与事業について、修学資金の種類の見直し等を行うものです。		
11		こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	障害福祉課	○
		【概要】こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県附属機関設置条例等の一部を改正するものです。		
12		滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例案	生活衛生課	○
		【概要】ふぐ処理者の知識および技術等の全国的な平準化を図ること等を目的とし、厚生労働省からふぐ処理者の認定等に関する指針等が示されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものです。		
13		滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案	医療保険課	○
		【概要】県の国民健康保険広域化等支援基金事業が平成29年度末に終了し、令和4年12月に市町からの貸付償還が完了したことに伴い、基金を解散するものです。		
14	農政水産部	滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例案	みらいの農業振興課	○
		【概要】オーガニック農業の推進ならびに地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組の推進を図るとともに、環境こだわり農産物の認証を受けようとする農業者等の負担の軽減を図るものです。		
15	土木交通部	滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	道路保全課	○
		【概要】道路法施行令の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するものです。		
16	警察本部	滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案	会計課	○
		【概要】道路交通法および地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、新たな事務の手数料の額の標準が設けられることに伴い、新たな手数料の設定を行うものです。		

※備考欄に○印の付いている案件については、県政経営幹事会議で概ね合意・了承が得られたものとして、県政経営会議での説明を省略する。